

医政発0111第4号
雇児発0111第2号
老 発0111第2号
平成24年1月11日

北海道、青森県、岩手県、宮城県 }
福島県、茨城県、栃木県、埼玉県 } 知事 殿
千葉県、新潟県、長野県 }

厚生労働省医政局長 印

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 印

厚生労働省老健局長 印

東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）による
復興交付金事業等の実施について

標記については、「東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）の交付について」（平成24年1月11日厚生労働省発医政0111第4号・厚生労働省発雇児0111第3号・厚生労働省発老0111第3号）の別紙、「東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（厚生労働省）」（以下「交付要綱」という）をもって通知されたところであるが、復興交付金事業等の実施については、東日本大震災復興交付金制度要綱（平成24年1月6日府復第3号・23文科政第54号・厚生労働省発会0106第3号・23予633号・国官会第2357号・環境政発第120106002号）、交付要綱、東日本大震災復興交付金基金管理運営要領（平成24年1月13日府復第4号・23文科政第56号・厚生労働省発会0106第4号・23予634号・国官会第2358号・環境政発第120106001号）の規定のほか、別紙に定めるところによるものとし、平成24年1月6日から適用することとしたので通知する。

（別紙1）東日本大震災復興交付金に基づく医療施設耐震化事業実施要領

（別紙2）東日本大震災復興交付金に基づく介護基盤復興まちづくり整備事業実施要領

（別紙3）東日本大震災復興交付金に基づく保育所等の複合化・多機能化推進事業実施要領

東日本大震災復興交付金に基づく医療施設耐震化事業実施要領

第 1 交付額の算定方法

医療施設耐震化事業に要する経費については、別添の対象経費に国の基本国費率を乗じた額とする。ただし、制度要綱第 2 の 1 の 3) の規定に基づき、東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項に規定する特定都道府県（東京都を除く。以下「特定道県」という。）が負担を行う場合においては、その負担額に 1/2 を乗じた額をあわせて交付する。

第 2 耐震化整備事業

(1) 耐震化整備事業の運営

① 耐震化整備事業の対象医療機関の指定

ア 特定道県は、未耐震（未耐震と証明された建物及び耐震診断の結果 I_s 値が 0.6 未満の建物）の災害拠点病院及び救命救急センターを有する病院（以下「災害拠点病院等」という。）から、緊急に耐震化整備を行う医療機関を指定（以下「耐震化整備指定医療機関」という。）するものとする。

イ 特定道県は、耐震化整備指定医療機関を指定する場合は、厚生労働省にその旨を報告し、承認を得るものとする。

② 耐震化整備事業の実施計画の作成等

ア 上記①ア及びイに基づき指定された耐震化整備指定医療機関の開設者は、耐震化整備事業に係る計画を策定し、特定道県に報告するものとする。

イ 特定道県は、耐震化整備指定医療機関の開設者から提出された耐震化整備事業に係る計画を踏まえ、特定道県の耐震化整備事業に係る計画を策定する。

③ 基金の取崩し

特定道県は、耐震化整備事業に係る計画の範囲内で、耐震化整備指定医療機関の開設者が行う耐震化整備事業に必要な経費を必要に応じ基金から取崩し、支出するものとする。

④ 耐震化整備事業に係る計画の見直し

特定道県は、必要に応じて耐震化整備事業に係る計画を見直すことができるものとする。

第 3 耐震化整備事業の実施

(1) 耐震化整備事業の対象

耐震化整備事業は、別添に掲げる事業を対象とする。

なお、次に掲げる事業は、耐震化整備事業の対象としない。

- ① 既に全ての建物が新耐震基準を満たしている医療機関の開設者が行う耐震化整備事業
- ② 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、耐震化整備した建物に行う耐震化整備事業
- ③ 個人の資産を形成する事業

(2) 耐震化整備事業の実施主体

耐震化整備事業の実施主体は、耐震化整備指定医療機関の開設者とする。

(3) 耐震化整備指定医療機関の開設者（特定道県を除く）が行う耐震化整備事業に係る助成金の交付申請等

- ① 耐震化整備指定医療機関の開設者は、耐震化整備事業を実施しようとする場合は、特定道県に対し耐震化整備事業に係る助成金の助成申請を提出しなければならない。
- ② 特定道県は、耐震化整備指定医療機関の開設者から耐震化整備事業に係る助成金の助成申請を受けた場合には、審査を行い、当該申請内容が適正と認められた場合は、当該開設者に対し助成金の交付を行うものとする。
- ③ 特定道県は、②の助成決定に基づき基金を取崩し、これを一般会計に繰り入れた上で、耐震化整備指定医療機関の開設者に対し助成金を交付するものとする。
その場合、特定道県の負担が生じる事業については、当該負担分を併せて交付するものとする。
- ④ 特定道県は、必要があると認める場合においては、申請額の範囲内において概算払をすることができる。

(4) 耐震化整備事業の中止

- ① 特定道県は、耐震化整備事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- ② 特定道県以外の耐震化整備指定医療機関の開設者は、耐震化整備事業を中止し、又は廃止する場合には、特定道県に報告し、その指示を受けなければならない。
- ③ ②に基づき特定道県知事が指示する場合は、あらかじめ厚生労働大臣の指示を受けなければならない。

(5) 事業実施報告

耐震化整備指定医療機関の開設者は、耐震化整備事業の事業実施報告を事業の完了の日から起算して1月を経過した日（第2の（5）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過

した日)までに特定道県知事が定める様式により、特定道県知事に提出しなければならない。

第4 特定道県が耐震化整備事業を実施する場合の条件

(1) 病床過剰地域において医療機関の新築建替えを行う場合は、整備区域の病棟の病床数を10%以上削減し、そのまま病院全体の医療法の許可病床数を削減すること。

病床非過剰地域において医療機関の新築建替えを行う場合は、当該医療機関の病床利用率が過去3ヶ年平均80%に満たなければ、整備区域の病棟の病床数を特定道県医療審議会等の意見を聴いたうえで削減割合を決定し、そのまま病院全体の医療法の許可病床数を削減するものとする。

(2) 耐震化整備事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 耐震化整備事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日(事業の中止又は廃止の指示を受けた場合には、その指示を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(4) 耐震化整備事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この耐震化整備事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

(5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(6) 耐震化整備事業により取得し、又は効用の増加した財産については、耐震化整備事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(7) 耐震化整備事業を行うために建設工事の完了を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(8) 耐震化整備事業と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならな

い。

第5 特定道県以外の者が耐震化整備事業を実施する場合の助成の条件

(1) 病床過剰地域において医療機関の新築建替えを行う場合は、整備区域の病棟の病床数を10%以上削減し、そのまま病院全体の医療法の許可病床数を削減すること。

病床非過剰地域において医療機関の新築建替えを行う場合は、当該医療機関の病床利用率が過去3ヶ年平均80%に満たなければ、整備区域の病棟の病床数を特定道県医療審議会等の意見を聴いたうえで削減割合を決定し、そのまま病院全体の医療法の許可病床数を削減するものとする。

(2) 耐震化整備事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、特定道県知事の承認を受けなければならない。

(3) 耐震化整備事業に係る関係書類の保存については、次のとおりとする。

① 開設者が地方公共団体の場合

耐震化整備事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の指示を受けた場合には、その指示を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

② 開設者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の指示を受けた場合には、その指示を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(4) 耐震化整備事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、特定道県知事の承認を受けずに、この耐震化整備事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

(5) 特定道県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を特定道県に納付させることがある。

(6) 耐震化整備事業により取得し、又は効用の増加した財産については、耐震化整備事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、

その効率的な運用を図らなければならない。

- (7) 耐震化整備事業を行うために建設工事の完了を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (8) 耐震化整備事業を行う者が(1)から(7)により付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を特定道県に納付させることがある。
- (9) 特定道県以外の者が実施する耐震化整備事業において付した条件に基づく国庫への納付
 - ① (5)により付した条件に基づき耐震化整備指定医療機関の開設者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
 - ② (8)により付した条件に基づき耐震化整備指定医療機関の開設者から納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (10) 耐震化整備事業と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

第6 その他

- (1) 特定道県は、耐震化整備指定医療機関の開設者が行う耐震化整備事業に係る助成金の交付申請及び交付決定の事務に係る手続き等の助成要綱を定め、実施するものとする。
- (2) 特定道県は、耐震化整備指定医療機関に耐震化整備事業の趣旨について十分な説明を行うとともに、耐震化整備指定医療機関との連携を十分に行い、事務処理に遺漏のないよう取り扱われたい。

東日本大震災復興交付金による耐震化整備事業

項 目	対象経費	補助単価	基本国費率		
			国	県	実施主体
災害拠点病院、救命救急センターの未耐震医療機関が行う耐震化整備	災害拠点病院、救命救急センターが行う耐震化を目的とした、新築、増改築、耐震補強に要する工事費又は工事請負費	1 病院あたり 8,635 m ² ×276 千円 (基準面積) (基準単価) ※建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。	1/2	1/2 以下	1/2 以下

東日本大震災復興交付金に基づく介護基盤復興まちづくり整備事業実施要領

1 介護基盤復興まちづくり整備事業

東日本大震災により、相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のために事業を行う地域において、日常生活圏で医療・介護等のサービスを一体的・継続的に提供する「地域包括ケア」の体制づくりを行うため、別添 1 に定める拠点整備事業に対して、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「法」という。）第77条第 1 項に規定する特定都道府県（東京都を除く。以下「特定道県」という。）から交付された補助金を財源の全部又は一部として充てて法第77条第 1 項に規定する特定市町村（以下「特定市町村」という。）が整備する事業及び、民間事業者が整備する事業に対して、特定道県から交付された補助金を財源の全部又は一部として特定市町村が補助する事業をいう。

2 介護基盤復興まちづくり整備事業の実施

(1) 介護基盤復興まちづくり整備事業の実施主体

介護基盤復興まちづくり整備事業の実施主体は、特定市町村とする。

(2) 介護基盤復興まちづくり整備事業の対象除外

次に掲げる事業は、介護基盤復興まちづくり整備事業の対象としない。

ア 既に実施している事業

イ 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

ウ 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業

エ 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設にかかる事業

オ その他施設等整備に関する事業として適当と認められない事業

(3) 特定市町村が行う介護基盤復興まちづくり整備事業に係る補助金の交付申請等

ア 特定市町村は、介護基盤復興まちづくり整備事業を実施しようとする場合は、特定道県知事が定める様式により、介護基盤復興まちづくり整備事業に係る補助金の交付

申請を特定道県知事に提出しなければならない。

イ 特定道県は、特定市町村から介護基盤復興まちづくり整備事業に係る補助金の交付申請を受けた場合には、当該申請内容がこの要領に定める事項と照らして適正であるか審査を行い、適正と認められた場合に限り、当該特定市町村に対し補助金の交付を行うものとする。

ウ 特定道県は、イの交付決定に基づき基金を取り崩し、これを一般会計に繰り入れた上で、特定市町村に対し補助金を交付するものとする。

(4) 介護基盤復興まちづくり整備事業の中止

特定市町村は、介護基盤復興まちづくり整備事業を中止し、又は廃止する場合には、特定道県知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(5) 事業実施状況報告

特定市町村は、特定道県知事が定める様式により、介護基盤復興まちづくり整備事業の事業実施状況報告を特定道県知事に提出しなければならない。

3 介護基盤復興まちづくり整備事業を実施する場合の補助の条件

介護基盤復興まちづくり整備事業を実施する場合には、次の条件が付されるものとする。

(1) 介護基盤復興まちづくり整備事業の実施に当たっては、この運営要領に定める内容により行わなければならない。

(2) 特定市町村が実施する介護基盤復興まちづくり整備事業の場合

特定道県が、特定市町村が実施する介護基盤復興まちづくり整備事業（以下「特定市町村実施事業」という。）に対して、この基金を財源の全部又は一部として補助金を交付する場合には、特定市町村に対し次の条件を付さなければならない。

ア 特定市町村実施事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、特定道県知事の承認を受けなければならない。

イ 特定市町村実施事業を中止し、又は廃止する場合には、特定道県知事の承認を受け

なければならない。

ウ 特定市町村実施事業が予定の期間内に完了しない場合又は特定市町村実施事業の遂行が困難になった場合には、速やかに特定道県知事に報告してその指示を受けなければならない。

エ 特定市町村実施事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに特定市町村実施事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、特定道県知事の承認を受けずに、この特定市町村実施事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

オ 特定道県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を特定道県に納付させることがある。

カ 特定市町村実施事業により取得し、又は効用の増加した財産については、特定市町村実施事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

キ 特定市町村実施事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、特定市町村実施事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を特定市町村実施事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ク 特定市町村実施事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

ケ 特定市町村がアからクにより付した条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、特定道県に納付させることがある。

（3）特定市町村が補助する介護基盤復興まちづくり整備事業の場合

特定道県が、特定市町村が民間事業者の実施する事業（以下「特定市町村補助対象事業」という。）に対して補助する事業（以下「特定市町村補助事業」という。）に、この基金を財源の全部又は一部として補助金を交付する場合には、特定市町村に対し次

の条件を付さなければならない。

ア 特定市町村補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、特定道県知事の承認を受けなければならない。

イ 特定市町村補助事業を中止し、又は廃止する場合には、特定道県知事の承認を受けなければならない。

ウ 特定市町村補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに特定道県知事に報告してその指示を受けなければならない。

エ 特定市町村補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、特定市町村補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を特定市町村補助事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

オ 特定市町村が、特定市町村補助対象事業に対して特定道県からの補助金を財源の全部又は一部として補助金を交付する場合には、特定市町村は特定市町村補助対象事業を実施する者（以下「特定市町村補助対象事業者」という。）に対し次の条件を付さなければならない。

（ア）特定市町村補助対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、特定市町村長の承認を受けなければならない。

（イ）特定市町村補助対象事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、特定市町村長の承認を受けなければならない。

（ウ）特定市町村補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は特定市町村補助対象事業の遂行が困難になった場合には、速やかに特定市町村長に報告してその指示を受けなければならない。

（エ）特定市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに特定市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、特定市町村長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

- (オ) 特定市町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を特定市町村に納付させることがある。
- (カ) 特定市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、特定市町村補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (キ) 特定市町村補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに特定市町村長に報告しなければならない。
- なお、特定市町村補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
- また、特定市町村長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を特定市町村に納付させることがある。
- (ク) 特定市町村補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を特定市町村補助対象事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (ケ) 特定市町村補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (コ) 特定市町村補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (サ) 特定市町村補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど特定市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (シ) 特定市町村補助対象事業者が（ア）から（サ）により付した条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、特定市町村に納付させることがある。

カ オにより付した条件に基づき、特定市町村長が承認又は指示する場合には、あらか

じめ特定道県知事の承認又は指示を受けなければならない。

キ オの(オ)又は(キ)により、特定市町村補助対象事業者から財産処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を特定道県に納付させることがある。

ク オの(シ)により、特定市町村補助対象事業者から特定市町村へこの補助金の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を特定道県に納付させることがある。

(4)(2)のオ並びに(3)のキにより付した条件に基づき特定市町村から財産の処分による収入又は消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(5)(2)のケ及び(3)のクにより付した条件に基づき特定市町村から補助金の全部又は一部を納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(6)介護基盤復興まちづくり整備事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

4 交付額の算定方法

別添1の第1欄に定める拠点ごとに、第2欄に定める交付基礎単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

5 その他

(1)特定道県は、特定道県補助事業及び特定市町村が実施する介護基盤復興まちづくり整備事業に係る補助金の補助申請及び補助決定の事務に係る手続き等の実施要綱及び交付要綱を定め、実施するものとする。

(2)特定道県は管内特定市町村、関係団体、社会福祉法人等に当該基金事業及び介護基盤

復興まちづくり整備事業の趣旨について十分な説明を行うとともに、特定市町村との連携を十分に行い、事務処理に遺漏のないよう取り扱われたい。

介護基盤復興まちづくり整備事業に係る配分基礎単価

1 区 分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
在宅サービス等を行う拠点等	30,000千円の範囲内で特定道県知事が定めた額	計画数	<p>東日本大震災復興特別区域法第77条第1項に規定する復興交付金事業計画に基づく施設等の整備（施設と一体的に整備されるものであって、特定道県知事又は特定市町村長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（2の（2）のアからオに定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>

東日本大震災復興交付金に基づく保育所等の複合化・多機能化推進事業実施要領

1 保育所等の複合化・多機能化推進事業

保育所等の複合化・多機能化推進事業（以下「複合化・多機能化推進事業」という。）とは、東日本大震災により、相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のために事業を行う地域において、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「法」という。）第77条第1項に規定する特定都道府県（東京都を除く。以下「特定道県」という。）に設置された基金を財源の全部又は一部として実施される保育所、認定こども園、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点などの子育て関連施設の複合化・多機能化を図る基盤整備を進めるために行う事業とする。

2 複合化・多機能化推進事業の内容

(1) 事業内容

復興計画などに基づき、保育所、認定こども園、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点などの子育て関連施設の複合化・多機能化する際の整備費について補助する。

(2) 整備対象施設

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（以下「認定こども園法」という）第3条第1項第1号又は第2項第1号に基づく幼稚園型認定こども園の保育所機能部分

認定こども園法第3条第1項第1号又は第2項第1号に基づく幼稚園型認定こども園としての機能を備える幼稚園型認定こども園の保育所機能部分

平成2年8月7日厚生省発児第123号厚生事務次官通知の別紙「児童館の設置運営要綱」の第2から第4に基づく小型児童館、児童センター（大型児童センターを含む。）及び大型児童館（「C型児童館」を除く。）

平成19年3月30日18文科生第587号・雇児発第0330039号文部科学省生涯学習政策局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知の別添2「放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づく事業を実施するための施設（放

課後児童クラブ)

平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」に基づく子育て支援のための拠点施設
その他厚生労働大臣が認めた児童福祉施設

(3) 複合化・多機能化推進事業の実施主体

複合化・多機能化推進事業の実施主体は、特定道県及び法第77条第1項に規定する特定市町村(以下「特定市町村」という。)とする。

(4) 整備対象施設の設置主体(事業者)

2(2) の場合

特定市町村、社会福祉法人、学校法人(幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園としての機能を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合において当該保育所の施設整備を行う場合に限り。)、日本赤十字社又は公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人若しくは特例財団法人

2(2) の場合

社会福祉法人又は学校法人(幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園の設置者と同一の学校法人が当該保育所機能部分の施設整備を行う場合に限り。)

2(2) の場合

社会福祉法人又は学校法人(幼稚園型認定こども園としての機能を構成する幼稚園の設置者と同一の学校法人が当該保育所機能部分の施設整備を行う場合に限り。)

2(2) の場合

特定道県、特定市町村、社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、及び特例財団法人

2(2) の場合

特定市町村、社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、及び特例財団法人

2(2) の場合

特定市町村

子育て支援のための拠点施設の運営については、社会福祉法人等の適切な運営主体に委託可能。

その他厚生労働大臣が認めた施設の児童福祉法における設置主体

3 複合化・多機能化推進事業の補助基準額・補助率等

(1) 補助基準額

各施設ごとに対象となる、平成20年6月12日厚生労働省発雇児第06120

01号「次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について」に基づき算出した交付基準額に2.2を乗じて得られた額並びに平成21年3月5日20文科初第1729号雇児発第0305005号「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の運営について」及び昭和61年5月15日厚生省発児第107号「児童厚生施設等整備費の国庫補助について」に基づき算出した補助基準額に1.1を乗じて得られた額。

(2) 基本国費率

事業者が特定道県又は特定市町村の場合

国1/2、特定市町村1/2

国1/3、特定道県2/3【2の(2)の場合のみ】

国1/3、特定道県1/3、特定市町村1/3【2の(2)の及びの場合のみ】

(注)指定都市、中核市の場合 国1/3、指定都市・中核市2/3

事業者が特定市町村以外の場合

国1/2、特定市町村1/4、事業者1/4

国1/3、特定道県1/3、事業者1/3【2の(2)の及びの場合のみ】

(3) 補助対象事業（整備区分）

創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等

(4) 複合化・多機能化推進事業の対象経費

各施設ごとに3の(1)の各通知で定める対象経費。

(5) 対象外経費

ア 土地の買収又は整地に関する費用

イ 職員の宿舎に要する費用

ウ その他施設等整備に関する事業として適当と認められない事業

4 交付額の算定方法

- (1) 事業又は工事請負契約等を締結する単位ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 事業ごとに、3の(1)により算出した補助基準額の合計額を選定する。
- (3) 事業ごとに、(1)により選定された額と(2)により算出した額とを比較していずれか少ない方の額に、3の(2)に掲げる基本国費率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を交付額とする。
- (4) 制度要綱第2の1の3)に基づき、特定道県及び特定市町村が負担を行う場合においてはその負担額に1/2を乗じて得られた額をあわせて交付する。

5 複合化・多機能化推進事業の実施

(1) 特定市町村が行う複合化・多機能化推進事業に係る補助金の交付申請等

ア 特定市町村は、複合化・多機能化推進事業を実施しようとする場合は、特定道県知事が定める様式により、複合化・多機能化推進事業に係る補助金の交付申請を特定道県知事に提出しなければならない。

イ 特定道県は、特定市町村から複合化・多機能化推進事業に係る補助金の交付申請を受けた場合には、当該申請内容がこの要領に定める事項と照らして適正であるか審査を行い、適正と認められた場合に限り、当該特定市町村に対し補助金の交付を行うものとする。

ウ 特定道県は、イの交付決定に基づき基金を取り崩し、これを一般会計に繰り入れた上で、特定市町村に対し補助金を交付するものとする。

(2) 複合化・多機能化推進事業の中止

ア 特定道県は、複合化・多機能化推進事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

イ 特定市町村は、複合化・多機能化推進事業を中止し、又は廃止する場合には、特定道県知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(3) 事業実施状況報告

特定市町村は、特定道県知事が定める様式により、複合化・多機能化推進事業の

事業実施状況報告を特定道県知事に提出しなければならない。

6 複合化・多機能化推進事業を実施する場合の補助の条件

複合化・多機能化推進事業を実施する場合には、次の条件が付されるものとする。

(1) 複合化・多機能化推進事業の実施に当たっては、この実施要領に定める内容により行わなければならない。

(2) 特定道県は、複合化・多機能化推進事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、複合化・多機能化推進事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を複合化・多機能化推進事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(3) 特定道県が実施する複合化・多機能化推進事業の場合

ア 複合化・多機能化推進事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに複合化・多機能化推進事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この複合化・多機能化推進事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

イ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

ウ 複合化・多機能化推進事業により取得し、又は効用の増加した財産については、複合化・多機能化推進事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

エ 複合化・多機能化推進事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(4) 特定市町村が実施する複合化・多機能化推進事業及び事業者に対し特定道県が補助する複合化・多機能化推進事業の場合

特定道県は、特定市町村が実施する複合化・多機能化推進事業及び民間事業者が実施する複合化・多機能化推進事業（以下「特定市町村等実施事業」という。）に対して、この基金を財源の全部又は一部として補助金を交付する場合には、特定市町村及び特定道県の補助を受けて複合化・多機能化推進事業を実施する者（以下「特定道県補助対象事業者」という。）に対し次の条件を付さなければならない。

ア 特定市町村等実施事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、特定道県知事の承認を受けなければならない。

イ 特定市町村等実施事業を中止し、又は廃止する場合には、特定道県知事の承認を受けなければならない。

ウ 特定市町村等実施事業が予定の期間内に完了しない場合又は特定市町村等実施事業の遂行が困難になった場合には、速やかに特定道県知事に報告してその指示を受けなければならない。

エ 特定市町村等実施事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに特定市町村等実施事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、特定道県知事の承認を受けずに、この特定市町村等実施事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

オ 特定道県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を特定道県に納付させることがある。

カ 特定市町村等実施事業により取得し、又は効用の増加した財産については、特定市町村等実施事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

キ 特定市町村等実施事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、特定市町村等実施事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を特定市町村等実施事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ク 特定市町村等実施事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承

諾してはならない。

ケ 特定市町村及び特定道県補助対象事業者がアからクにより付した条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、特定道県に納付させることがある。

(5) 特定市町村が補助する複合化・多機能化推進事業の場合

特定道県は、特定市町村が民間事業者の実施する複合化・多機能化推進事業（以下「特定市町村補助対象事業」という。）に対して補助する事業（以下「特定市町村補助事業」という。）に、この基金を財源の全部又は一部として補助金を交付する場合には、特定市町村に対し次の条件を付さなければならない。

ア 特定市町村補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、特定道県知事の承認を受けなければならない。

イ 特定市町村補助事業を中止し、又は廃止する場合には、特定道県知事の承認を受けなければならない。

ウ 特定市町村補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに特定道県知事に報告してその指示を受けなければならない。

エ 特定市町村補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、特定市町村補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を特定市町村補助事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

オ 特定市町村が、特定市町村補助対象事業に対して特定道県からの補助金を財源の全部又は一部として補助金を交付する場合には、特定市町村は特定市町村補助対象事業を実施する者（以下「特定市町村補助対象事業者」という。）に対し次の条件を付さなければならない。

(ア) 特定市町村補助対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、特定市町村長の承認を受けなければならない。

(イ) 特定市町村補助対象事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、特定市町村長の承認を受けなければならない。

(ウ) 特定市町村補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は特定市町村補助対象事業の遂行が困難になった場合には、速やかに特定市町村長に報告してその指示を受けなければならない。

(エ) 特定市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに特定市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで、特定市町村長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

(オ) 特定市町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を特定市町村に納付させることがある。

(カ) 特定市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、特定市町村補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(キ) 特定市町村補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに特定市町村長に報告しなければならない。

なお、特定市町村補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は支社、支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、特定市町村長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を特定市町村に納付させることがある。

(ク) 特定市町村補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を特定市町村補助対象事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(ケ) 特定市町村補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

(コ) 特定市町村補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(サ) 特定市町村補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど特定市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(シ) 特定市町村補助対象事業者が(ア)から(サ)により付した条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、特定市町村に納付させることがある。

カ オにより付した条件に基づき、特定市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ特定道県知事の承認又は指示を受けなければならない。

キ オの(オ)又は(キ)により、特定市町村補助対象事業者から財産処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を特定道県に納付させることがある。

ク オの(シ)により、特定市町村補助対象事業者から特定市町村へこの補助金の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を特定道県に納付させることがある。

(6) (4)オ及び(5)キにより付した条件に基づき特定市町村、特定道県補助対象事業者又は特定市町村補助対象事業者から財産の処分による収入又は消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(7) (4)ケ及び(5)クにより付した条件に基づき特定市町村、特定道県補助対象事業者又は特定市町村補助対象事業者から補助金の全部又は一部を納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(8) 複合化・多機能化推進事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

7 財産処分について

この事業により施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交

付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、厚生労働省又は各地方厚生局と事前に相談すること。

8 その他

- (1) 特定道県は、特定道県及び特定市町村が実施する複合化・多機能化推進事業に係る補助金の補助申請及び補助決定の事務に係る手続き等の実施要綱及び交付要綱を定め、実施するものとする。
- (2) 特定道県は、管内特定市町村、関係団体、社会福祉法人等に当該基金事業及び複合化・多機能化推進事業の趣旨について十分な説明を行うとともに、特定市町村との連携を十分に行い、事務処理に遺漏のないよう取り扱われたい。